

四国中央市耐震改修促進計画

令和4年12月

四国中央市

目 次

第 1	基本方針	1
1	目的	
2	予防対策の推進	
3	応急対策の推進	
第 2	想定される地震の規模、想定される被害の状況等	2
1	四国中央市の特徴	
2	想定する地震	
3	想定される被害の状況	
第 3	耐震化の現状	10
1	住宅	
2	多数の者が利用する建築物等	
3	耐震診断義務付け対象建築物	
第 4	耐震化の目標	12
第 5	住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	13
1	住宅及び建築物の所有者等、市、県の役割	
2	耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	
3	安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	
4	要緊急安全確認大規模建築物に関する事項	
5	要安全確認計画記載建築物に関する事項	
6	地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	
7	地震時の総合的な安全対策に関する事項	
8	地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策	
第 6	住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	19
1	地震ハザードマップ（防災マップ）について	
2	相談体制の整備及び情報提供について	
3	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	
4	自主防災組織等との連携	

第 7	被災建築物応急危険度判定の実施計画	20
第 8	実施期間	22
第 9	計画の見直し	22

【資料編】

1.	耐震基準について	23
2.	要安全確認計画記載建物一覧	25
3.	緊急輸送道路について	26
4.	「愛媛県防災対策基本条例」(抜粋)	28
5.	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(抜粋)	30
6.	「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令」(抜粋)	41
7.	「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則」(抜粋)	48
8.	「建築基準法」(抜粋)	51
9.	「建築基準法施行令」(抜粋)	51

第1 基本方針

1 目的

四国中央市耐震改修促進計画（以下「市計画」という。）は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月27日法律第123号、以下「法」という。）第6条第1項、「四国中央市防災会議条例」（平成16年条例第180号、以下「条例」という。）

「四国中央市地域防災計画」及び「愛媛県耐震改修促進計画」（平成19年3月策定。以下「県計画」という。）に基づき、地震災害に対する予防対策及び地震発生時における応急対策の促進を目的とする。

(1) 予防対策

市内の住宅及び建築物の耐震性能を確保するため、耐震性能の把握を目的とした耐震診断と、その結果に基づく耐震改修を促進することによって、耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命及び財産の保護を図る。

(2) 応急対策

被災した住宅及び建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する体制を整備する。

2 予防対策の推進

市内のストックの状況及び被害が生じた際の利用者及び周辺への影響を鑑み、耐震化の促進を図る住宅及び建築物は次のものとし、法の積極的運用及び国庫補助事業等の活用により推進を図る。

(1) 昭和56年5月31日以前に建築の工事に着手した旧耐震基準の住宅

(2) 法第14条第1号から第3号に掲げる建築物であって、昭和56年5月31日以前に建築の工事に着手した旧耐震基準のもの（以下「特定建築物」という。）

法第14条第1号：多数の者が利用する建築物

法第14条第2号：危険物を貯蔵又は処理する用途に供する建築物

法第14条第3号：県計画及び市計画に記載された道路の沿道建築物

（第5第6項関係）

なお、次に掲げる建築物については、重点的に耐震化の推進を図るものとする。

(1) 木造戸建て住宅

(2) 法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（第5第4項関係）

(3) 法第5条第3項第1号の規定により県計画に記載する要安全確認計画記載建築物（第5第5項関係）

【資料編】1：耐震基準について

3 応急対策の推進

応急対策は、市計画に定めるもののほか、判定支援本部業務マニュアル、判定支援支部業務マニュアル、判定実施本部業務マニュアル、判定協力本部業務マニュアル、判定士招集連絡マニュアル、判定士業務マニュアルに基づき市、県及び「愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会」（以下、「協議会」という。）が迅速かつ的確に実施するものとする。

第2 想定される地震の規模、想定される被害の状況等

1. 四国中央市の特徴

(1) 位置・地勢・地質

四国中央市は愛媛県の東端部に位置し、東は香川県、南東は徳島県に面し、さらに南は四国山脈を境に高知県に接しており、四国で唯一 4 県が接する地域となっている。

地形は、東西に約 25km の海岸線が広がり、海岸線に沿って東部には全国屈指の「製紙・紙加工業」の工業地帯を擁し、その南には比較的幅の狭い市街地を形成している。海岸線西部には自然海岸が広がり、その南には広大な農地が広がっている。

さらに南には、急峻な法皇山脈から四国山地へと続く山間部を擁している。

本市の地質は、東西を走る中央構造線によって二分され、内帯と呼ばれる構造線の北側の地域には中生代に堆積した和泉層群の砂岩・泥岩、第四紀に堆積した洪積層や沖積層などが分布している。また外帯と呼ばれる構造線の南側は結晶片岩類からなる地層で構成されている。

(2) 中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘に達する長大な断層帯である。県内における中央構造線断層帯は徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。

全体として長さは約 290km で連続的に分布しており、過去には、複数の区間（セグメント）で同時又は分かれて活動したと推定されているが、地表における断層の形状のみから将来同時に活動する区間を評価するのは困難である。

(3) 南海トラフ

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。

南海トラフで発生する地震は、四国や紀伊半島が位置する大陸のプレートと、その下に沈み込むフィリピン海プレートの境界面が沈み込むことに伴って、これら 2 つのプレートの境界面が破壊する（ずれる）ことによって発生する。また、震源域全体が

すべることによって発生する地震が、「最大クラスの巨大地震（南海トラフ巨大地震）」であり、この震源域は、過去の地震、フィリピン海プレートの構造、海底地形等に関する特徴など、現在の科学的知見に基づいて推定されたものである。最大クラスの地震が発生すれば、震源域の広がりから推定される地震の規模はマグニチュード（地震の規模を表す単位。以下「M」と表記する。）9クラスとなる。

南海トラフでは、歴史記録によると白鳳（天武）地震（684年）から現在までの1,400年間に、M8クラスの大地震が少なくとも9回起きていることが分かっており、既往の最大規模の地震としては、宝永地震（1707年）と安政南海地震（1854年）のM8.4があげられる。

（4）安芸灘～伊予灘～豊後水道

安芸灘～伊予灘～豊後水道においては、震源域は特定できないものの、主に西北西に沈み込むフィリピン海プレート内部がずれることによってM6.7～7.4の大地震が発生する可能性がある。1649年以降にM6.7～7.4の地震が領域内で6回発生しており、代表的な地震は1905年の芸予地震（M7.2）、2001年の芸予地震（M6.7）である。

2 想定する地震

愛媛県においては、南海トラフを震源域とする南海地震が有史以来100年から150年間隔で発生しているほか、伊予灘・日向灘では過去に大規模な地震が発生している。また、愛媛県を横断する中央構造線断層帯は、国内最大規模の断層であることから、中央構造線断層帯での地震にも留意する必要がある。

四国中央市地域防災計画では、既往の地震履歴や活断層調査等を基に、県内に存在する中央構造線活断層と四国沖合いの南海トラフで発生する地震を対象とし、国の最新評価や中央防災会議等の新たな知見を反映して想定する地震を【図表2-1】から【図表2-4】としている。

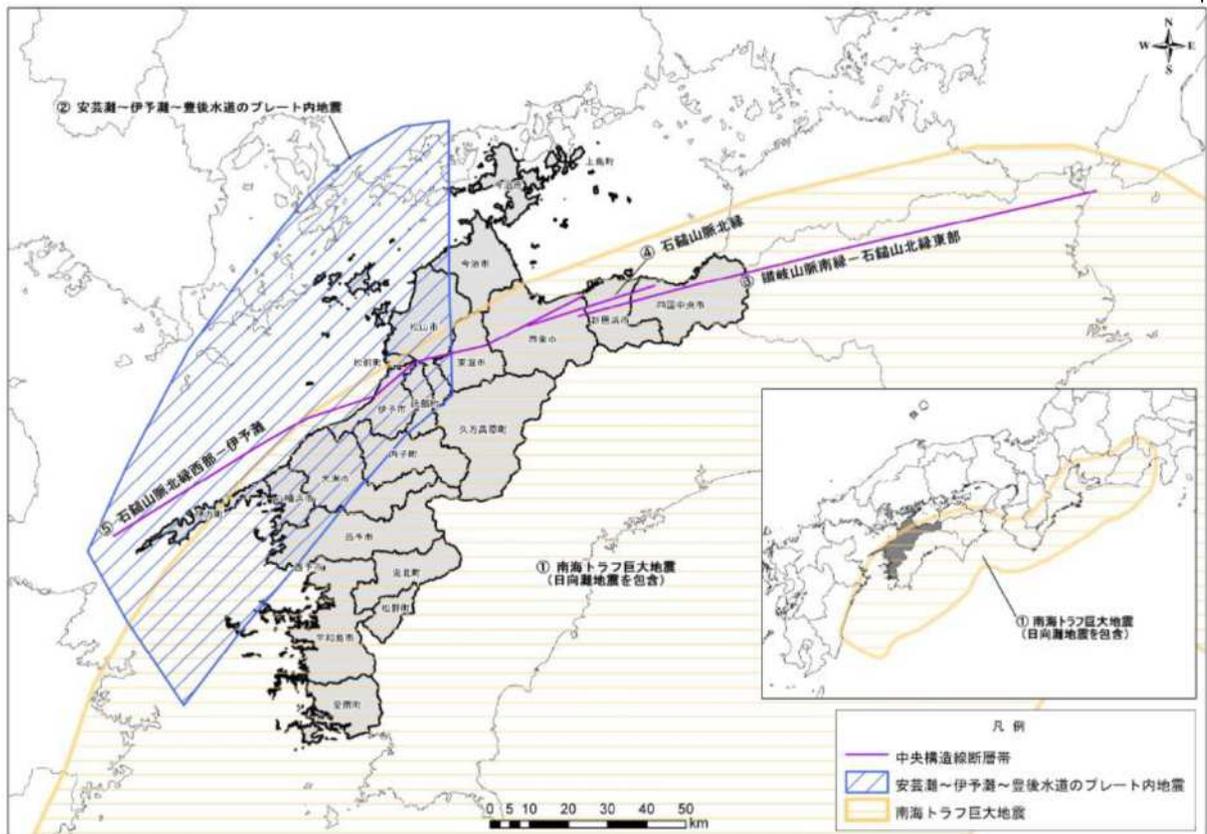
【参考】

※四国中央市地域防災計画

（ <https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/soshiki/6/4081.html> ）

【図表 2-1】 想定地震の設定

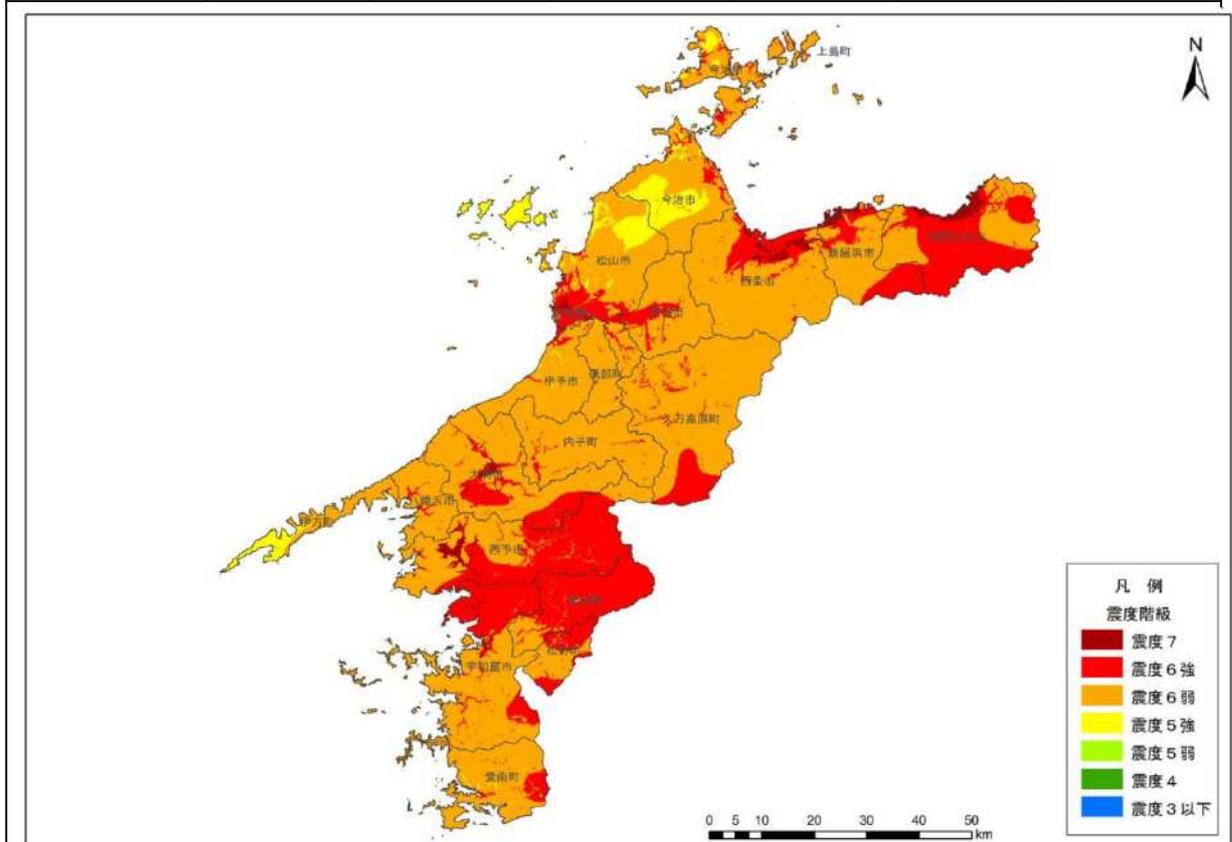
<p>■ 海溝型地震</p>	<p>① 南海トラフ巨大地震 ② 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（芸予地震）</p>
<p>■ 内陸型地震</p>	<p>③ 讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震 ④ 石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震 ⑤ 石鎚山脈北縁西部～伊予灘（中央構造線断層帯）の地震</p>



想定地震の発生領域

【図表 2-2】 想定地震における最大震度

	南海トラフ巨大地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震		讃岐山脈南縁—石鎚山脈北縁東部の地震	石鎚山脈北縁の地震	石鎚山脈北縁西部—伊予灘の地震
	想定地震①	想定地震②（北側）	想定地震②（南側）	想定地震③	想定地震④	想定地震⑤
四国中央市	7	5弱	4	7	6強	6弱



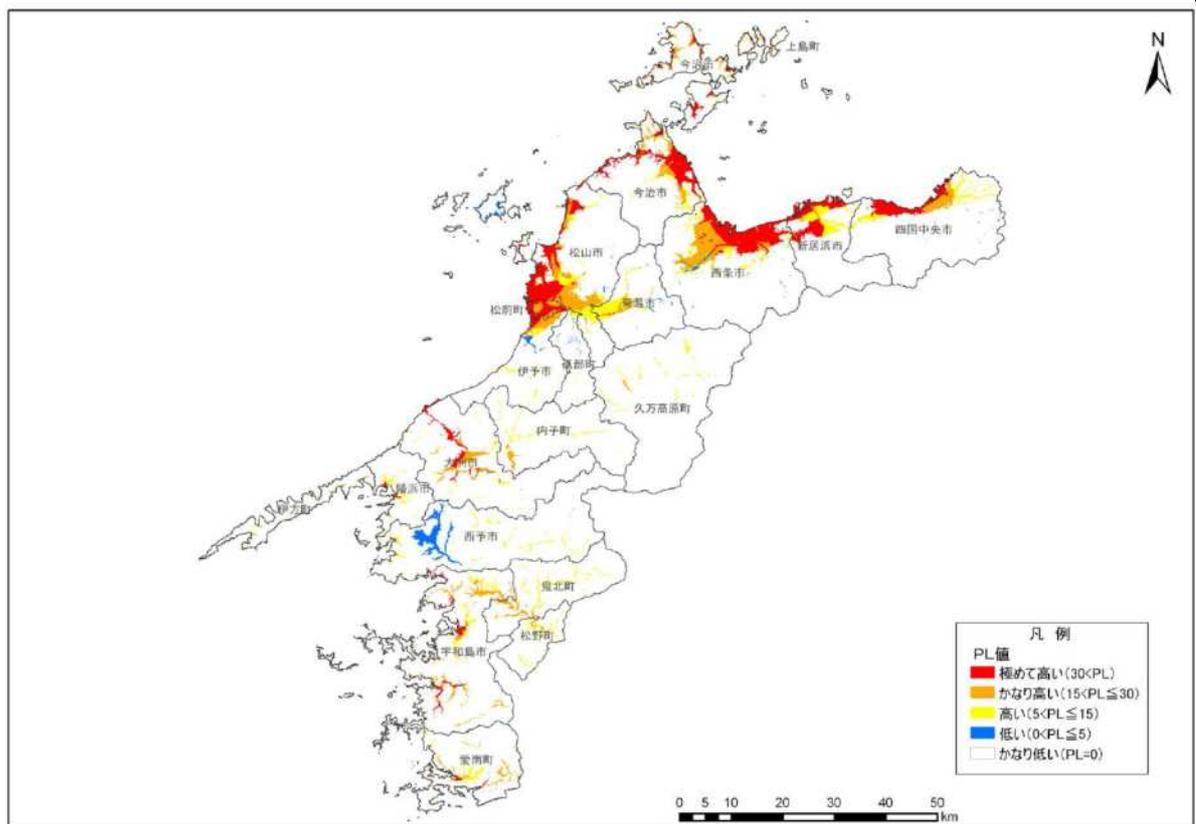
南海トラフ巨大地震の震度分布（5 ケースの重ね合わせ）

【図表 2-3】液状化危険度（想定地震における最大 PL 値）

	南海トラフ 巨大地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道 のプレート内地震		讃岐山脈南 縁―石鎚山 脈北縁東部 の地震	石鎚山脈北 縁の地震	石鎚山脈北 縁西部―伊 予灘の地震
	想定地震①	想定地震② (北側)	想定地震② (南側)	想定地震③	想定地震④	想定地震⑤
四国中央市	72.1	11.0	2.7	49.5	31.1	20.0

【PL 値と液状化危険度の関係】

- 30.0 < PL : 液状化危険度は極めて高い
- 15.0 < PL ≤ 30.0 : 液状化危険度はかなり高い
- 5.0 < PL ≤ 15.0 : 液状化危険度は高い
- 0.0 < PL ≤ 5.0 : 液状化危険度は低い
- PL = 0.0 : 液状化危険度はかなり低い



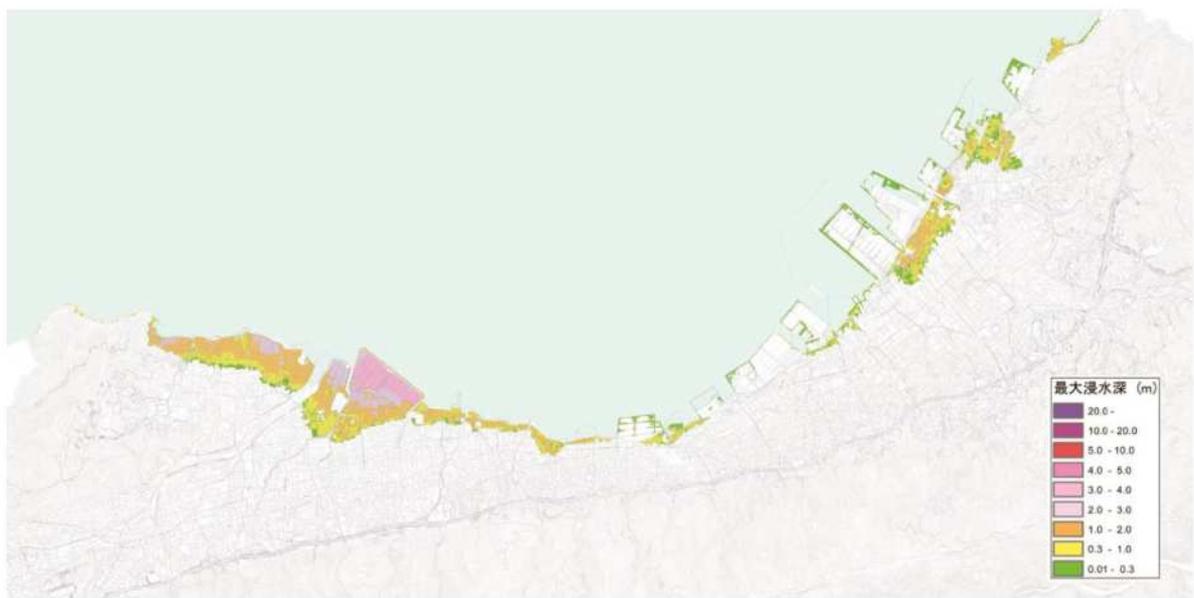
南海トラフ巨大地震の液状化危険度（PL 値）分布（5 ケースの重ね合わせ）

【図表 2-4】南海トラフ巨大地震による津波高

	最大 津波高	津波到達時間(分)			浸水面積(ha)					
		海面変動 ±20cm	津波高 +1m	最大 津波高	1cm 以上	30cm 以上	1m 以上	2m 以上	5m 以上	10m 以上
四国中央市	3.6	5	231	404	631	511	319	113	—	—

※津波高さは、東京湾平均海面からの高さ（単位：T.P+m）として表示しており、気象庁が発表する津波の高さである、平常潮位（津波が無かった場合の同じ時間の潮位）からの高さとは異なる。

※浸水面積や浸水深の被害想定は、地盤沈降量を考慮した値となっている。



浸水想定区域

3 想定される被害の状況

想定地震の揺れによって想定される建築物等の被害については、四国中央市地域防災計画（令和4年3月修正）において被害想定が示されており、その内容は【表 2-5】のとおり。

【表 2-5】被害想定 【南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による建物被害】

建物被害										
	揺れ (棟)	液状化 (棟)	土砂災害 (棟)	津波 (棟)	地震火災 (棟)	合計 (棟)				
全壊棟数 (冬 18 時強風)	14,945	1,046	17	66	10,213	26,287				
半壊棟数 (冬 18 時)	9,329	1,187	40	459		11,015				
人的被害										
	建物倒壊(人)		土砂災害 (人)	津波 (人)	火災 (人)	ブロック 塀倒壊等 (人)	合計 (人)			
	うち屋内 収容物等									
死者数 (冬深夜)	756	50	1	26	260	0	1,043			
負傷者数 (冬深夜)	4,696	818	2	13	122	0	4,833			
自力脱出困難者 要救助者	揺れに伴う自力脱出困難者(人)			津波による要救助者(人)						
	2,655			7						
ライフライン被害										
上水道	給水人口 (人)	発災直後		1 日後		1 週間後		1 ヶ月後		
		断水人口 (人)	断水率	断水人口 (人)	断水率	断水人口 (人)	断水率	断水人口 (人)	断水率	
	90,020	89,930	99.9%	89,750	99.7%	88,671	98.5%	51,622	57.3%	
下水道	処理人口 (人)	発災直後		1 日後		1 週間後		1 ヶ月後		
		支障人口 (人)	支障率	支障人口 (人)	支障率	支障人口 (人)	支障率	支障人口 (人)	支障率	
	53,805	52,109	96.8%	43,109	80.1%	15,590	29.0%	379	0.7%	
電力	電灯軒数 (軒)	発災直後		1 日後		2 日後		7 日後		
		停電軒数 (軒)	停電率	停電軒数 (軒)	停電率	停電軒数 (軒)	停電率	停電軒数 (軒)	停電率	
	47,367	47,367	100.0%	41,594	87.8%	31,942	67.4%	2,984	6.3%	
通信 (固定電話)	回線数 (回線)	発災直後		1 日後		1 週間後		1 ヶ月後		
		不通回線数 (回線)	不通回線率	不通回線数 (回線)	不通回線率	不通回線数 (回線)	不通回線率	不通回線数 (回線)	不通回線率	
	67,700	67,534	99.9%	62,203	92.0%	18,839	27.9%	11,374	16.8%	

ライフライン被害			交通施設被害				
	容器転倒 戸数(戸)	ガス漏洩 戸数(戸)		道路 (浸水域内外)	道路 (浸水域内外)	港湾	漁港
LP ガス	1,250	887	被害箇所数	31	70	102	29
生活支障 (冬 18 時)							
	1 日後		1 週間後		1 ヶ月後		
	(人)	避難所 (人)	(人)	避難所 (人)	(人)	避難所 (人)	
避難者計	31,999	19,559	43,554	22,828	60,249	18,075	
帰宅困難者		物資不足量					
帰宅困難者 (人)	居住ゾーン 外への 外出者 (人)	1~3 日合計		4~7 日合計		毛布 (枚)	
		食糧 (食)	飲料水 (リットル)	食糧 (食)	飲料水 (リットル)		
13,234	10,562	147,406	176,702	309,110	560,937	37,644	
医療機能支障							仮設住宅 必要世帯 (世帯数)
入院			外来				
需要量 (人)	供給量 (人)	不足量 (人)	需要量 (人)	供給量 (人)	不足量 (人)		
1,761	70	1,691	2,672	241	2,431	5,850	
仮設トイレ不足量			災害廃棄物		災害時要援護者 (人)		
1 日後 (基)	1 週間後 (基)	1 ヶ月後 (基)	災害廃棄物 (万トン)	津波堆積物 (万トン)			
65	76	60	333	15	4,142		
その他の被害							
文化財の被害					孤立集落		
	揺れ (施設)	火災 (施設)	津波 (施設)	合計 (施設)	農業集落 (集落)	漁業集落 (集落)	
文化財施設	1	1	0	2	23	0	
ため池被害					農業被害		
危険度ランク A		危険度ランク B		危険度ランク C		液状化 被害面積 (㎡)	津波浸水 被害面積 (㎡)
危険箇所数 (箇所)	保全世帯数 (世帯)	危険箇所数 (箇所)	保全世帯数 (世帯)	危険箇所数 (箇所)	保全世帯数 (世帯)		
41	2,601	9	407	2	15	10,845,836	3,063,152

第3 耐震化の現状

1 住宅

平成15年住宅・土地統計調査によると、居住世帯のある住宅約3万2千戸のうち、昭和55年以前に建築された住宅は約1万5千戸であり、耐震適合率の全国値を用いて耐震化率を推計すると、市内の住宅の耐震化の状況は約70.5%と、全国平均（約75%）を下回る水準であった。

また、平成25年住宅・土地統計調査によると、居住世帯のある住宅約3万3千戸のうち、昭和55年以前に建築された住宅は約1万3千戸であり、耐震適合率の全国値を用いて耐震化率を推計すると、市内における住宅の耐震化の状況は約77.4%と、全国平均（約82%）を下回る水準であった。

平成30年住宅・土地統計調査によると、居住世帯のある住宅約3万5千戸のうち、昭和55年以前に建築された住宅は約1万2千戸であり、耐震適合率の全国値を用いて耐震化率を推計すると、市内における住宅の耐震化の状況は【表3-1】のとおりであり、約79.9%と、全国平均（約87%）を下回る水準となっている。

【表3-1】住宅の耐震化の推計（平成30年度末）

区分	昭和56年以降の住宅 ①	昭和55年以前の住宅		住宅数 ④(①+②)	耐震性あり住宅数 ⑤(①+③)	現状の耐震化率(%) (⑤/④)
		②	うち耐震性あり ③			
木造戸建	10,716	6,899	1,944	17,615	12,660	71.9%
共同住宅等	12,032	5,773	3,595	17,805	15,627	87.8%
合計	22,748	12,672	5,539	35,420	28,287	79.9%

2 多数の者が利用する建築物等

平成17年度に実施した建築物の状況調査の結果によると、市内における法第14条第1号及び第2号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物等」という。）の耐震化の状況は、全体の355棟のうち昭和56年5月以前に建築されたものは161棟、そのうち耐震性があるとされるものは1棟であり、昭和56年6月以降に建築された194棟と合せて、耐震性があるとされるものは195棟、耐震化率は54.9%と全国平均（約75%）を下回っていた。

また、平成28年度末時点における、多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況は、全体の456棟のうち昭和56年5月以前に建築されたものは178棟あり、そのうち耐震性があるとされるものは60棟と約3割強で、耐震化率は74.1%と、全国平均（約85%）を下回っていた。

令和2年度末時点における、多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況は【表3-2】及び【表3-3】のとおりであり、全体の463棟のうち昭和56年5月以前に建築されたものは160棟あり、そのうち耐震性があるとされるものは59棟と平成28年度末時点と比べると、耐震化はある程度進んでいるものの、耐震化率は78.2%に留まっており、市内の法第14条第1号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）に限っても、耐震化率は77.8%と、全国平均（約89%）を下回る水準となっている。

【表3-2】多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状（令和2年度末）

区分	昭和56年 6月以降の 建築物棟数 ①	昭和56年5月以前の 建築物棟数		建築物棟数 ④(①+②)	耐震性あり 建築物棟数 ⑤(①+③)	現状の 耐震化率 (%) (⑤/④)
		②	うち耐震性 あり ③			
法第14条 第1号	277	155	59	432	336	77.8%
法第14条 第2号	26	5	0	31	26	83.9%
合計	303	160	59	463	362	78.2%

【表3-3】多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状（所有者別：令和2年度末）

区分	昭和56年 6月以降の 建築物棟数 ①	昭和56年5月以前の 建築物棟数		建築物棟数 ④(①+②)	耐震性あり 建築物棟数 ⑤(①+③)	現状の 耐震化率 (%) (⑤/④)
		②	うち耐震性 あり ③			
法第14条 第1号	公共	68	61	129	121	93.8%
	民間	209	94	303	215	71.0%
小計	277	155	59	432	336	77.8%
法第14条 第2号	公共	0	0	0	0	—%
	民間	26	5	31	26	83.9%
小計	26	5	0	31	26	83.9%
合計	303	160	59	463	362	78.2%

3 耐震診断義務付け対象建築物

法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）の耐震化の状況は、【表 3-4】のとおりであり、令和 2 年度末時点の耐震化率は 94.1%となっている。

【表 3-4】耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状（令和 2 年度末）

区分	耐震性あり ①	耐震性不十分 ②	建築物棟数 ③ (①+②)	現状の耐震化率 (%) (① / ③)
耐震診断義務付け 対象建築物	16	1	17	94.1%

第 4 耐震化の目標

四国中央市地域防災計画及び、愛媛県地震被害想定調査結果(最終報告)によると、南海トラフ巨大地震が発生すれば、これまでに経験したことがない規模の被害を受けることとなるが、耐震化や早期避難者等、対策を講じることによって被害は激減することを十分理解し、平時からしっかり備えることが必要である。

また、施設等や経済的な被害については、被害ゼロを目標にすることは現実的でなく、被害の拡大を少しでも抑えることができるよう各々が対応できることを見極め備えておくことが重要である。

このことから、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化における目標は、現在の耐震化の状況を鑑みて【表 4-1】のとおりとする。

住宅の耐震化率については、将来の既存住宅の滅失及び新規住宅建設の推移や耐震診断結果及び耐震改修実績による既存住宅の耐震性能確保戸数の推計、また、耐震改修実績から推計する今後の施策効果等を踏まえ、現状の耐震化率 79.9%を令和 7 年度末には 90%、令和 12 年度末には 95%とすることを目標とする。

また、多数の者が利用する建築物については、現状の耐震化率 77.8%を令和 7 年度末には 90%とすることを目標とする。

さらに、耐震診断義務付け対象建築物については、現状の耐震化率 94.1%を令和 7 年度末には概ね解消とすることを目標とする。

特に、多数の者が利用する建築物のうち、学校、病院、庁舎等については、地震災害が発生した場合において避難場所になるなど、防災上重要な公共的建築物であるが、現況の耐震化率は【表 4-2】(1)から(3)のとおりとなっている。また、公営住宅の現況の耐震化率は【表 4-2】(4)のとおりとなっている。

【表 4-1】住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

区分	現状 (平成 30 年度末)	耐震化の目標	
		(令和 7 年度末)	(令和 12 年度末)
住宅 総数	35,420 戸	37,800 戸 (推計)	39,500 戸 (推計)
うち耐震性あり	28,287 戸 (79.9%)	34,020 戸 (90%)	37,525 戸 (95%)
うち耐震性なし (未確認を含む)	7,133 戸 (20.1%)	3,780 戸 (10%)	1,975 戸 (5%)
区分	現状 (令和 2 年度末)	耐震化の目標 (令和 7 年度末)	
法第 14 条第 1 号 総数	432 棟	430 棟 (推計)	
うち耐震性あり	336 棟 (77.8%)	387 棟 (90%)	
うち耐震性なし (未確認を含む)	96 棟 (22.2%)	43 棟 (10%)	

【表 4-2】法第 14 条第 1 号のうち各用途別公共的建築物の耐震化の現状 (棟ベース)

施設名	棟数	耐震性あり	現状 (令和 2 年度末)
(1) 学校	38	37	97.4%
(2) 病院	18	12	66.7%
(3) 庁舎、公益上必要な建築物	18	13	72.3%
(4) 公営住宅	47	46	97.9%

第 5 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 住宅及び建築物の所有者等、市、県の役割等

住宅及び建築物の所有者等、市、県の役割等については、県条例に定めるもののほか、次のとおりとする。

【資料編】4：愛媛県防災対策基本条例

(1) 住宅及び建築物の所有者等（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）の役割

住宅及び建築物の耐震化は、倒壊した場合にその居住者のみならず周囲の敷地及び沿道にも被害をもたらす危険性を取り除く地域防災対策であり、まずは住宅・建築物の所有者等が、それを自らの問題、地域の問題として認識し取り組む。

(2) 市の役割

市は、住民にもっとも身近な行政主体として、住宅及び建築物の計画的な耐震化を推進するため「市計画」に地域の実情に応じた施策を定めることとし、必要に応じて耐震診断、耐震改修等に対する助成を行い、耐震化を推進する。

また、自主防災組織や地域住民と連携した取組みを実施する。加えて、市が管理する施設について、計画的に耐震化を進め、自ら耐震性の確保に努めることとする。

(3) 県の役割

県は、住宅及び建築物の所有者等の取組みや市町の取組を支援するため、耐震診断、耐震改修を行いやすい環境整備等を行い、必要に応じ、市町が実施する耐震診断及び耐震改修等に対する補助事業に対して助成を行う。

また県、市町、公益社団法人愛媛県建築士会、一般社団法人愛媛県建築士事務所協会、一般社団法人愛媛県建設業協会、一般社団法人愛媛県中小建築業協会、株式会社愛媛建築住宅センター及び独立行政法人住宅金融支援機構四国支店（以下「建築関係団体等」という。）で組織する「協議会」において、地震災害に対する予防対策及び応急対策の推進を図る。

(4) 市、県及び協議会の連携

協議会の構成員である市、県、及び建築関係団体等は「市計画」の実施にあたっては、連絡調整を図りながら協力して効果的な推進を図るものとする。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 住宅の耐震化の促進について

市は、国庫補助事業等を活用して、耐震診断及び耐震改修等に対する助成を行うとともに、別に定める住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（県及び県内各市町共同策定）に基づく取組みを実施し、住宅の耐震化を推進する。

(2) 建築物の耐震化の促進について

- ・ 法第 2 条第 3 項に規定する所管行政庁（以下「所管行政庁」という。）は、法に基づき、所管する特定建築物に対する耐震診断及び耐震改修の現状の把握並びに指導等を行う。
- ・ 市及び県は、市計画及び県計画に位置付けられた特定建築物及び避難所等、災害時に重要な機能を果たす建築物、災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物について、国庫補助事業を活用し、耐震化を推進する。

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(1) 住まいの地震対策講座・戸別訪問

市は、住宅の耐震対策、市民の防災意識向上のために地区公民館等に出向き過去の地震被害や、住宅の耐震診断及び耐震補強の工事の方法等の住まいの地震対策について講習を実施するとともに、住宅の耐震化を緊急的に促進するため、市内の一戸建て住宅を対象に、戸別訪問を実施し、耐震化の重要性等について直接説明を行う。

(2) 県が行う支援事業の周知

市は、県が実施するリフォームかし保険を利用した工事を行う際の資金について、優遇措置を講じる金融機関を紹介する「リフォーム融資紹介事業」及び「リフォーム相談・情報提供サービス」の2つの事業を柱とする「住宅リフォーム支援事業」や住宅に関する情報提供、啓発を目的とした「えひめ暮らしと住まいフェア」の周知に努める。

【参考】

※愛媛県住宅リフォーム支援事業

(<http://www.pref.ehime.jp/h41000/5747/reform/index.html>)

※えひめ暮らしと住まいフェア

(<http://www.pref.ehime.jp/h41000/housing-fair/top.html>)

4 要緊急安全確認大規模建築物に関する事項

(1) 耐震診断の義務

法附則第3条第1項の規定により、要緊急安全確認大規模建築物の所有者等は、当該建築物について耐震診断を行い、その結果を平成27年末までに所管行政庁に報告しなければならないとされており、四国中央市所管分については、既に報告を行っている。

また、耐震診断の結果、耐震性がないとされたものについては、耐震改修を行うように努める必要がある。

(2) 耐震診断の結果の公表

所管行政庁は、要緊急安全確認大規模建築物の所有者等から報告を受けた当該建築物の耐震診断の結果について、インターネット等により公表している。

※四国中央市所管分については、平成28年10月31日に愛媛県ホームページで公表を行っている。

※要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震診断の公表

(<http://www.pref.ehime.jp/h41000/taishin/kouhyou.html>)

5 要安全確認計画記載建物に関する事項

(1) 指定及び耐震診断の義務

愛媛県地域防災計画では、災害対策拠点・交通拠点・災害拠点病院等の災害対策を円滑に実施するための交通輸送路として緊急輸送道路を定めているが、この緊急輸送道路については、発災後、計画的に交通輸送を確保（啓開）するために策定している「愛媛県道路啓開計画」において、連絡する施設の災害対応の重要度に応じて、ステップⅠ・Ⅱ・Ⅲの三段階で啓開する順番を定めている。

上記、道路啓開計画において、早期に啓開される路線に接続する施設は、当然、災害時の支援や救援の指揮系統において重要となる施設であり、交通輸送が確保されたとしても、施設が損傷すれば災害対応に多大な影響を与えることから、地震に対する安全性を確保する必要がある。

このことから、県は、道路啓開計画のステップⅠ及びⅡで啓開される路線で結ばれる次に掲げる用途の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして令第3条に規定する建築物に限るものとし、要緊急安全確認大規模建築物であるものを含むものとする。）を法第5条第3項第1号に規定する要安全確認計画記載建築物に指定し、その所有者等は、当該建築物について耐震診断を行い、その結果を平成30年3月31日（要緊急安全確認大規模建築物にあっては、平成27年末）までに所管行政庁に報告しなければならないこととなっている。ただし、報告期限内に当該建築物の解体が実施された場合等は、その旨を報告することにより、耐震診断結果の報告は不要とする。

また、耐震診断の結果、耐震性がないとされたものについては、耐震改修を行うように努める。

- 一 県庁舎
- 二 市役所
- 三 市総合支所
- 四 国土交通省事務所
- 五 警察庁舎
- 六 消防庁舎
- 七 災害拠点病院

【資料編】2：要安全確認計画記載建物一覧

(2) 耐震診断の結果の公表

所管行政庁は、要安全確認計画記載建物の所有者から報告を受けた当該建築物の耐震診断の結果について、インターネット等により公表している。

※四国中央市所管分については、平成 30 年 11 月 30 日に愛媛県ホームページで公表を行っている。

※要安全確認計画記載建物に係る耐震診断の公表

(<https://www.pref.ehime.jp/h41000/youanzen-sindankekkka.html>)

6 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

法第 6 条第 3 項第 2 号に基づく「建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路」として、「愛媛県地域防災計画」で一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路として指定された道路のうち、市内の緊急輸送道路を指定し、沿道建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

また、発災後、早期に啓開すべき路線である「愛媛県道路啓開計画」のステップ I 及び II（高速道路を除く。）の路線に接する敷地内にある法第 14 条第 1 項第 1 号の特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

【資料編】3：緊急輸送道路

7 地震時の総合的な安全対策に関する事項

(1) 家具の転倒対策

市は、タンス、食器棚、冷蔵庫等の転倒による事故の防止及び安全対策等、家庭における防災対策に関する知識等を周知、指導する。

(2) 窓ガラス・外壁等の落下危険物等の飛散・落下防止

市は、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物の窓ガラス・落下危険物等の飛散・落下の危険性のある建築物の所有者等に対し、事故の防止及び安全対策等を周知、指導する。（参考：条例第 10 条第 2 項）

(3) ブロック塀の倒壊・自動販売機の転倒防止

地震によりブロック塀が崩壊した場合、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動に支障が出る可能性があることから、市はブロック塀の設置者又は管理者に対し、安全なブロック塀の築造方法、既存ブロック塀の補強方法及びフェンスや生垣への転換等について周知、指導を行うこととし、別に定める災害時の重要な避難路等については、ブロック塀の安全確保を推進することとする。

また、同様に自動販売機についても、安全な設置方法について、周知、指導する。（参考：条例第 10 条第 3 項）

(4) 既設エレベーターの防災対策

地震時における閉じ込めや戸開走行事故に対する既設エレベーターの安全確保を図るため、建築基準法第2条に規定する特定行政庁（以下「特定行政庁」という）は、建築基準法によるエレベーターの定期調査報告の機会等をとらえ、現行基準に適合しないエレベーターが設置された建築物の所有者等に対して、事故のリスク等を周知し、安全性の確保を指導すると共に、地震の初期微動を感知して最寄りの階に停止する装置（P波感知型地震時管制運転装置）の設置、主要機器の耐震補強措置、及び戸開走行保護装置の設置の導入促進に取り組む。

(5) 天井脱落防止対策

東日本大震災では、体育館、劇場、商業施設、工場などの大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含め、脱落する被害が多くみられたことから、特定行政庁は、建築基準法による定期調査報告等を活用して状況把握に努め、劇場、避難所等震災時の安全確保・機能確保が特に必要な施設等について、天井の脱落防止対策の促進に取り組む。

(6) 屋根ふき材の脱落防止対策

地震時等に屋根ふき材が脱落・飛散した場合に、周辺建築物や通行人に被害を及ぼす可能性があることから、平成12年建設省告示第1454号第2に規定する基準風速34m/sの地域を重点的に取り組む区域として指定し、市は、当該区域における屋根ふき材の脱落防止対策を推進することとする。

【参考】

※すまいのしおり

（ <http://www.pref.ehime.jp/h41000/5747/shiori/shiori.html> ）

※自宅の家具転倒防止対策について

（ <http://www.pref.ehime.jp/h15350/7258/chair/index-chair3.html> ）

※既設昇降機への安全装置（戸開走行保護装置・地震時管制運転装置）の設置に関するお願いについて

（ <http://www.pref.ehime.jp/h41000/syokouki.html> ）

8 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による住宅・建築物の被害を防止するため、安全な場所への移転や、造成された宅地の崩壊防止対策を周知する。

第6 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 地震ハザードマップ（防災マップ）について

市では、想定できる地震が発生した場合の人的被害や建物倒壊被害、火災被害などについて予測を行い、地震による地域の危険性を事前に把握するとともに、今後の防災対策の推進に反映させることを目的に、「愛媛県地震被害想定調査」に基づき、四国中央市防災マップを作成し、インターネット等によって公開している。

また、「愛媛県地震被害想定調査」では、想定地震動による想定震度分布図などがインターネットによって公開されている。

【参考】

※四国中央市防災マップ

（ <https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/soshiki/6/4064.html> ）

※愛媛県地震被害想定調査結果（第一次報告：平成25年6月10日）

（ <http://www.pref.ehime.jp/bosai/higaisoutei/higaisoutei24.html> ）

※愛媛県地震被害想定調査結果（最終報告：平成25年12月26日）

（ <http://www.pref.ehime.jp/bosai/higaisoutei/higaisoutei25.html> ）

2 相談体制の整備及び情報提供について

(1) 法の普及・啓発

市は、建築技術者や建築物の所有者等に対し、法の周知に努めるとともに、既存建築物の耐震診断と改修に関する普及・啓発に努めることとする。

(2) 相談窓口の設置

市は、既存建築物の耐震診断と改修について、市民に正しい情報を提供するため、相談窓口を開設することとする。

3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

市は、県が行う愛媛県住宅リフォーム支援事業を推進するとともに、リフォーム相談の機会などを活用し、リフォーム時における耐震改修の誘導に努める。

また、平成12年以前に建築された住宅の中には、筋かいの端部や柱頭、柱脚の固定が不十分な場合があることから、リフォームで壁仕上げを撤去するときは、既存の筋かい、柱頭・柱脚の接合部の仕様を確認し、固定が不十分な場合は補強する等、リフォーム時における耐震改修の誘導について、事業者向け講習会、市民向け耐震講座等様々な機会を利用し普及・啓発に努める。

4 自主防災組織等との連携

市は、建築物防災週間等の機会を活用し、自主防災組織や住民等に対する周知、啓発及び連携に努める。

第7 被災建築物応急危険度判定の実施計画

(1) 目的

地震により多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

(2) 定義

この実施計画において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

① 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、危険度の判定、表示等を行うことをいう。

② 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

前項の判定業務に従事する者として、各都道府県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱に基づき知事の認定を受けた者をいう。

③ 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関係団体等に属する者をいう。

(3) 震前対策

① 市は、判定の的確な実施を図るため、実施計画、判定実施本部業務マニュアルにおいて次の事項を定めるものとする。

(イ) 判定実施の決定

(ロ) 判定実施本部の設置

(ハ) 判定の実施に関する県との連絡調整等

(ニ) 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

(ホ) 応急危険度判定士、応急危険度判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下「判定士等」という。）の確保、判定の実施体制等

(ヘ) 県に対する支援要請に関する事項

(ト) 判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(チ) 判定資機材の調達、備蓄

(リ) その他必要な事項

② 市は、県と協力して、所定の判定用資機材を備蓄するものとする。

(4) 判定実施の事前準備

- ① 市は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、災害対策本部や避難所等の優先的に判定を実施する必要のある施設、区域及び判定対象建築物の基準を整備しておくものとする。
- ② 市は判定実施本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

(5) 判定の実施

- ① 市は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断した時は判定の実施を決定し、直ちに判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。
- ② 市は、判定の実施のための支援を県に要請することができる。
- ③ 市及び県は、判定の実施を決定した場合は、建築関係団体等の協力を得て必要な判定士等の速やかな確保に努めるものとする。
- ④ 市は、所定の判定資機材が不足する場合は、県に調達を要請するものとする。

(6) 市と県間の連絡調整等

- ① 市は、判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに報告するものとする。
- ② 判定実施本部は、県が判定支援本部を設置したときは、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

(7) 県及び他市に対する支援の要請並びに他市に対する支援等

- ① 市は、市内の地震被害が大規模であること等により、県及び他市の支援を受け入れる必要があると判断した場合は、愛媛県知事及び広域支援本部、他市長に対し、必要な支援を要請するものとする。
- ② 市は、愛媛県知事及び広域支援本部、他市長から判定に対する支援要請があった場合は、支障のない限り必要な支援に努めるものとする。

(8) その他

- ① 市及び県と建築関係団体等は、協議会を通じ情報交換を行い、判定実施に際し円滑な運用が図れるよう努めるものとする。
- ② 市は、この実施計画を常に見直し、必要に応じて改正するものとする。
- ③ この実施計画の施行に関し必要な事項は、判定支援本部業務マニュアル、判定支援支部業務マニュアル、判定実施本部業務マニュアル、判定協力本部業務マニュアル、判定士招集連絡マニュアル、判定士業務マニュアル等に定める。

【参考】

※地震被災建築物応急危険度判定について

(<http://www.pref.ehime.jp/h41000/oq.html>)

第8 実施期間

令和4年度から令和7年度を重点実施期間とし、進捗状況を勘案しながら継続して実施するものとする。

第9 計画の見直し

市計画は随時、耐震化の状況や目標、施策などを見直すこととする。また、重点実施期間経過後は、計画の実施状況等に関する評価を行い、必要に応じて見直すこととする。

附 則

この計画は、平成20年3月27日から施行する。
なお、「四国中央市既存建築物耐震改修促進計画」（平成18年4月1日制定）及び「四国中央市既存建築物耐震改修促進実施計画」（平成18年4月1日制定）については、平成20年3月26日をもって廃止する。

附 則

この計画は、平成30年8月31日から施行する。

附 則

この計画は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年12月26日から施行する。